

# 扶桑町国民健康保険税 簡易試算シート(令和6年度)

- ・ 下記結果はあくまでも簡易的な試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 特定同一世帯所属者、分離課税所得(土地・株式の譲渡所得等)のある方、専従者控除又は専従者給与のある方がみえる世帯や低所得による軽減対象世帯では実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 年度途中で国保に加入・脱退されたり、40歳・65歳の誕生日を迎える方が世帯内にみえる場合には、実際の保険税額とは異なります。

お名前		年齢	A 前年所得金額 (所得の算出は次頁を参照)	B 前年所得金額-43万円 (Bが0円以下の場合は0円)
①	扶桑 太郎	60歳	A① 3,430,000円	B①:A①-43万円 3,000,000円
②	扶桑 町子	55歳	A② 1,430,000円	B②:A②-43万円 1,000,000円
③	扶桑 次郎	30歳	A③ 2,230,000円	B③:A③-43万円 1,800,000円
④	扶桑 花子	4歳	A④ 0円	B④:A④-43万円 0円

C	所得割 医療給付費分	D	所得割 後期高齢者支援金分	E	所得割 介護納付金分
C①	B①×7.85% 235,500円	D①	B①×2.89% 86,700円	E①	B①×2.46% 73,800円
C②	B②×7.85% 78,500円	D②	B②×2.89% 28,900円	E②	B②×2.46% 24,600円
C③	B③×7.85% 141,300円	D③	B③×2.89% 52,020円	E③	B③×2.46%
C④	B④×7.85% 0円	D④	B④×2.89% 0円	E④	B④×2.46%
C計	C①+C②+C③+C④ 455,300円	D計	D①+D②+D③+D④ 167,620円	E計	E①+E②+E③+E④ 98,400円

F	均等割 医療給付費分	G	均等割 後期高齢者支援金分	H	均等割 介護納付金分
F	加入人数(未就学児除く)×32,130円 96,390円	G	加入人数(未就学児除く)×11,530円 34,590円	H	40歳~64歳の加入人数×12,000円 24,000円
	未就学児数×16,065円 16,065円		未就学児数×5,765円 5,765円		

I	平等割 医療給付費分	J	平等割 後期高齢者支援金分	K	平等割 介護納付金分
I	21,770円	J	7,810円	K	6,100円

L	医療給付費分小計	M	後期高齢者支援金分小計	N	介護納付金分小計
L	C計+F+I(65万円を超える場合は65万円) 589,495円	M	D計+G+J(24万円を超える場合は24万円) 215,785円	N	E計+H+K(17万円を超える場合は17万円) 128,500円

O	年間保険税額	P	1月あたりの保険税額	Q	1期分あたりの保険税額
O	L+M+(N:40歳~64歳の方がみえる場合のみ) 933,600円	P	O÷12 77,800円	Q	O÷9 約103,700円

# 所得金額について

## ① 給与所得の源泉徴収票をお持ちの方

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に書かれた金額が所得金額となります。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)も併せてご覧ください。)

### 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	[定額者番号]		[個人番号]	
		[氏名]		[フリガナ]	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	円	円	円	円	円

## ② 年金を受給されている方

公的年金等に係る雑所得の所得金額は、下記の表により算出します。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>)も併せてご覧ください。)

公的年金等に係る雑所得の金額＝公的年金等の収入金額の合計額(a)×割合(b)－控除額(c)

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	割合(b)	控除額(c)
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

所得税の確定申告③が不要な範囲で年金②と給与①を得ている場合、所得金額は①と②の合計となります。

## ③ 確定申告書(控)をお持ちの方

「所得金額等」の「合計⑫※」欄に書かれた金額が、所得金額となります。

収入金額等	所得金額等	所得の計算	所得
事業等①	事業等①	課税される所得金額(①-②)又は③-④	000
業農業②	業農業②	上の項に対する控除又は⑤-⑥	
不動産③	不動産③	配当控除⑦	
配当④	配当④	税額控除⑧	00
給与⑤	給与⑤	政治等参政党等特別控除⑨	
公的年金等⑥	公的年金等⑥	住宅ローン控除⑩	
雑所得⑦	雑所得⑦	特別控除⑪	
短期⑧	短期⑧	災害減免額⑫	
長期⑨	長期⑨	高圧ガス供給設備等特別控除⑬	
一時⑩	一時⑩	復興特別所得控除⑭	
事業等⑪	事業等⑪	所得控除⑮	
業農業⑫	業農業⑫	外国控除⑯	
不動産⑬	不動産⑬	源泉徴収税額⑰	
配当⑭	配当⑭	申告納税額⑱	
給与⑮	給与⑮	平均納税額(第1期分・第2期分)⑲	
公的年金等⑯	公的年金等⑯	第3期分納税額⑳	00
雑所得⑰	雑所得⑰	第3期分の控除の増加分⑳	
短期⑱	短期⑱	第3期分の控除の増加分㉑	
長期⑲	長期⑲	公的年金等以外の合計所得金額㉒	00
一時⑳	一時⑳	配当者合計所得金額㉓	
合計㉒	合計㉒	青色申告特別控除⑳	
社会保険料控除㉓	社会保険料控除㉓	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額㉔	
小規模企業共済等掛金控除㉔	小規模企業共済等掛金控除㉔	未納付の源泉徴収税額㉕	
生命保険料控除㉕	生命保険料控除㉕	本年中で済し引く繰越控除額㉖	
地震保険料控除㉖	地震保険料控除㉖		